

報 告 書

平成19年9月6日

株式会社サーブ
代表取締役 木原 峰範 様

横浜市中区太田町5丁目68番地明和ビル4階
かんない総合法律事務所
弁護士 堀 沢 茂



冠省。貴社と（株）ピュアブライトの裁判に関する経緯について、下記のとおりご報告致します。

記

1 本件事案の概要

本件は、（株）ピュアブライトが貴社に対し、未払売買代金を請求し、これに対して、貴社が売買代金は全て完済しているばかりでなく、（株）ピュアブライトの契約不履行等によってむしろ損害を被っていると反論した裁判です。

2 訴訟の経緯

当職は、貴社と十分な打合せをし、（株）ピュアブライトが証拠を捏造し、不当な請求をしている旨反論し、この貴社の主張が正当であることを示す証拠を多数提出してきました。

こうした経緯の中で、（株）ピュアブライトの代理人弁護士が辞任することになりましたが、裁判所は、証人調べをする前に、（株）ピュアブライトの請求を全面的に撤回するよう求め、さらに貴社の損害賠償請求の一部を認める解決金の支払いを勧告した次第です。

裁判所がこのような和解勧告をした理由は、動かし難い客観的な証拠によって、心証を形成したことによると思料しますが、このような和解勧告は極めて異例のことであり、内容的には全面勝訴と言っても過言ではありません。そして、裁判所が早期に貴社の名誉を回復すべく尽力した点は、高く評価すべきであると思料致します。

（株）ピュアブライトは、判決が出された場合、さらなる民事責任に止まらない責任を負う可能性があったと思料しますが、裁判所の勧告を受け入れ、（株）ピュアブライトに対し、惻隱の情を示した貴社代表者の英断も感動を与えるものでした。

難解な訴訟手続きを平易に述べると以上の通りとなりますので、その旨ご報告致します。

尚、不明な点がございましたら、当職までお問い合わせをお願い致します。

早々